



平成 29 年 3 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社フェローテック
 代表者名 代表取締役社長 山村 章
 (JASDAQ・コード6890)
 問い合わせ先 代表取締役副社長 山村 丈
 (03-3281-8808)

**第三者割当てによる第3回新株予約権
 (行使価額修正条項及び行使許可条項付) の発行に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 3 月 22 日付の取締役会において、以下の通り、第三者割当てによる第 3 回新株予約権 (以下「本新株予約権」といいます。) の発行を決議しましたので、お知らせ致します。

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	平成 29 年 4 月 7 日
(2) 発行新株予約権数	60,000 個
(3) 発行価額	総額 13,740,000 円 (本新株予約権 1 個当たり 229 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	6,000,000 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株) 本新株予約権については、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載の通り行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 本新株予約権に係る下限行使価額は 1,284 円ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は 6,000,000 株です。
(5) 調達資金の額	9,631,740,000 円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 1,605 円 当社は、平成 29 年 4 月 10 日以降平成 31 年 4 月 8 日まで (同日を含みます。) の期間において、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議がなされた場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 92% に相当する金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額 (当初 1,284 円とし、本新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます。) を下回ることはありません。なお、上記にかかわらず、当社又はその企業集団に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実 (金融商品取引法第 166 条第 2 項及び第 167 条第 2 項に定める事実を含みますがこれらに限られません。) が存在する場合並びに下記 3 (1) に記載の行使許可期間が経過していない場合 (但し、当該行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合を除きます。) には、当社は、上記行使価額の修正を行うことができません。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による。
(8) 割当予定先	モルガン・スタンレーMUFJ 証券株式会社
(9) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件と

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	して、本新株予約権に関する第三者割当て契約（以下「本第三者割当て契約」といいます。）を締結する予定です。本第三者割当て契約において、割当予定先は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された40取引日を超えない特定の期間において、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨定められます。 本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。
--	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

本新株予約権の発行による資金調達の目的は、当社の主力事業である半導体・FPD業界を中心とした装置関連事業と広範囲な業界に対応する電子デバイス事業の業容拡大を目的とした設備投資の実行であります。

昨今の半導体製造装置業界は微細化投資や3Dナンドフラッシュメモリー量産に向けた設備投資等の活性化により、各社とも高い受注水準にあります。またFPD業界では有機ELパネルの設備投資が旺盛です。中長期的にはデータセンター記憶媒体のオールフラッシュ化に伴うメモリの大幅増産や、IoTの発展に伴う半導体市場の急激な成長、そして「中国製造2025」の政策を受けた中国国内における設備投資と設備稼働率の活性化が見込まれます。当社は半導体業界向けに、半導体製造装置に欠かせない真空シールや、半導体製造工程において使用される治具・消耗品であるマテリアル製品（石英・セラミックス・CVD-SiC）、半導体の材料となるシリコンウエーハ等を取り扱っておりますが、好調な市場の動向を背景として、顧客から強い製品需要に伴う増産の要望が相次いでおり、各製品の増産体制を実現すべく、設備投資を行います。また、好調な半導体関連事業を更に成長させるべく、中国において今後非常に強い需要が見込まれる8インチポリッシュドウエーハの製造や、中国における半導体製造装置洗浄事業の拡大を進めていく計画です。

電子デバイス事業は、当社のコア技術製品である磁性流体やサーモモジュールの製造販売を中心とする事業で、自動車、民生、通信、医療分野といった景気に左右されにくいディフェンシブな業界への販売が主であり、装置関連事業と並び、車の両輪として当社の事業拡大を支える事業であります。両製品ともに年々需要が高まっており、製品精度の向上や更なる量産化を実現するために製造ラインの自動化投資を進めて参ります。

今般の資金調達により当社の更なる成長と安定的な財務体質の構築を実現し、一層の経営安定化と企業価値の向上を図ることで、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの利益の最大化に努めて参ります。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は、当初固定されていますが、当社は、平成29年4月10日以降平成31年4月8日まで（同日を含む。）の期間において、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議がなされた場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。なお、上記にかかわらず、当社又はその企業集団に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含みますがこれらに限られません。）が存在する場合並びに下記の行使許可期間が経過していない場合（但し、当該行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合を除きます。）には、当社は、上記行使価額の修正を行うことができません。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本第三者割当て契約を締結致します。割当予定先は、本第三者割当て契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書（以下「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面（以下「行使許可書」といいます。）により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長40取引日の期間（以下「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、割当予定先は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請の時点で、それ以前になされ

た行使許可に基づき本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできません。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断致します。

なお、当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、行使許可期間（行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間）を除き、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

（２）資金調達方法の選択理由

本スキームは、当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっており、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら、自己資本を増強することが可能となる手法です。

当社は、今回の資金調達に際し、以下の「（本スキームの特徴）」及び「（他の資金調達方法との比較）」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定致しました。

（本スキームの特徴）

[メリット]

- ① 当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。
- ② 本新株予約権の行使価額は、当初固定されていますが、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、1,284円を下限として、本新株予約権者に行使価額修正の通知が行われる日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額に修正することが可能であり、当初行使価額を一定程度上回って株価が上昇した場合には、当社取締役会の決議による行使価額の修正により資金調達額を増額することが可能です。
- ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式数は6,000,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。
- ④ 将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又は代替的な資金調達手法が確保できた場合等には、当社の選択により、行使許可期間（行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間）を除き、いつでも残存する本新株予約権を発行価額と同額で取得することが可能であり、資本政策の柔軟性が確保されています。
- ⑤ 本新株予約権による調達金額は資本となるため、財務健全性指標が上昇します。

[留意点]

- ① 本スキームは、当社が行使許可のもと、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って資金調達がなされる仕組みであり、資金調達の進捗について以下の留意点があります。
 - (ア) 株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上資金調達ができない仕組みとなっております。
 - (イ) 株価が下限行使価額を上回って推移している場合でも、市場出来高の水準に応じて、全ての本新株予約権の行使が完了するまでは一定の期間が必要となります。
 - (ウ) 当社から割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、株価が行使価額を超えている場合でも、割当予定先が行使をしない限り資金調達ができない仕組みとなっております。
 - (エ) 一時に資金調達することはできず、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。
- ② 当社は、当社取締役会の決議により本新株予約権の行使価額の修正を行うことができますが、当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある未公表の事実を保有している場合及び行使許可期間中（行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点まで）は、行使価額修正の決

議及び通知を行うことができないため、市場株価に応じた機動的な調達ができない可能性があります。

- ③ 割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定であるため、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- ② 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断致しました。
- ③ 第三者割当てによる新株発行は即時の資金調達の有効な方法となりえますが、公募増資と同様、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ④ 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ⑤ いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でない判断致しました。
- ⑥ 社債及び借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下します。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

① 本新株予約権に係る調達資金	9,643,740,000円
本新株予約権の払込金額の総額	13,740,000円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	9,630,000,000円
② 発行諸費用の概算額	12,000,000円
③ 差引手取概算額	9,631,740,000円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(13,740,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(9,630,000,000円)を合算した金額であります。

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は合計9,631,740,000円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。なお、実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
① 日本、中国及び韓国での装置関連事業(石英・セラミックス・CVD-SiC製品)製造設備の増強	2,000	平成29年4月～ 平成30年3月
② 中国での装置関連事業(8インチウエーハ製品)製造設備の増強	4,631	平成29年10月～ 平成30年12月
③ 米国でのセラミックス製造設備及び知的財産権の取得	1,300	平成29年6月～ 平成29年12月
④ 中国での電子デバイス事業自動化投資	700	平成29年4月～ 平成30年3月
⑤ 中国での洗浄事業への投資	1,000	平成29年4月～ 平成30年3月

当社は、上記表中に記載の通り資金を充当することを予定しておりますが、各資金用途についての詳細は以下の通りです。

① 日本、中国及び韓国での装置関連事業(石英・セラミックス・CVD-SiC製品)製造設備の増強

当社の装置関連事業は、半導体及びFPD業界の製造装置メーカー及びデバイスメーカーが主な販売先となる事業であります。昨今では、3Dナンドフラッシュメモリーの需要が旺盛で品不足であり、デバイスメーカーの設備投資が本格化する見込みです。特にデータセンターの記憶媒体となるフラッシュメモリーを使用したSSDの生産が追い付かない状況で、当社のマテリアル製品の需要もさらに強まる見込みです。デバイスメーカー各社の半導体製造装置の稼働率も高水準であることから、ユーザーから強い増産体制の要望が寄せられており、当社では国内・中国・韓国の製造拠点の新設及び増産体制を実現すべく上記製品の製造設備投資を行います。これにより、概ね2割から3割の生産能力増強が達成される見通しです。

② 中国での装置関連事業(8インチ半導体ウエーハ製品)製造設備の増強

中国政府は2025年までに半導体のウエーハやICチップの自給率を50%に引き上げる「中国製造2025」の政策を2015年に発表し、次々に半導体関連企業の支援を開始しました。当社では6インチウエーハの製造販売(月産30万枚)の実績が15年ほど前からあり、2017年年央から8インチウエーハの販売を開始する予定です。当社は、同政策により中国市政府の支援を受けて内陸部でシリコン結晶の工場を新設しており、上海工場では、すでに月産10万枚の後工程ラインを構築しました。同工場の内覧会の後、見込客から月産20万枚の要請を受けており、本年後半から当該要請に対応可能な2次ライン月産10万枚の追加投資の計画策定を考えております。これにより月産20万枚のラインを構築する予定です。現在、8インチのポリッシュドウエーハの量産ができる中国メーカーは、当社が最初であり競争力を十分に有しております。

③ 米国でのセラミックス製造設備及び知的財産権の取得

当社ではセラミックス製品を日本と中国で生産し展開しておりますが、北米の主力顧客からこれまでと特性の異なるセラミックス製品の要求を受けており、これに対応するため顧客の近くで製造し、研究開発段階から連携を取り、付加価値の高い次世代製品の受注拡大を目指します。セラミックス製品は、高い電気絶縁性、耐摩耗性、耐食性を有しており、半導体製造装置の前工程製造装置や後工程検査装置向けがあり、そのほか液晶製造装置部品や医療検査機器向けなど多岐にわたっております。

本③の米国でのセラミックス製造設備の取得は、主に半導体前工程用製品の設備投資であり、米国産による輸入関税回避の目的も有しております。工場の賃貸を始め、原料生成から焼成炉、最終加工用の設備投資及び知的財産権の取得を行う計画です。本取得により、中期的にセラミックス製品売上が1.5割程度増加する見通しです。

④ 中国での電子デバイス事業自動化投資

電子デバイス事業とは、当社のコア技術製品である磁性流体と冷熱素子(ペルチェ素子)サーモモジュールの製造・販売事業です。磁性流体は、主に車載用スピーカーや液晶テレビのスピーカーに使用され、昨今ではスマートフォンのバイブレーションモーターに採用されており、年々需要が高まっていることから、当社は増産を計画しております。また、サーモモジュールは、電気を与えることにより熱を移動させる性質を持つ冷熱素子で、高級車の温調シート、バイオや血液分析機器、ウォーターサーバー、美容家電、家電製品のマイナスイオン発生部位等に採用されております。昨今では、モバイル通信方式の変更によるア

ンテナボックスや通信機器の熱対策品として採用が増えております。これまでも製品の精度向上やさらなる量産化を実現するためラインの自動化を進めておりましたが、本年以降も自動化ラインを進め、年率6%と高騰する中国の人件費の抑制と概ね1割の増産体制を目指して参ります。

⑤ 中国での洗浄事業への投資

当社では、2003年に中国上海において、主にFPD製造装置部品の精密再生洗浄事業に参入して以来、天津、四川へと洗浄拠点を拡大しており、現在、大連に4拠点目の新たな洗浄工場の開設を準備しております。一方、「中国製造2025」に伴う中国政府による国内半導体メーカーの育成・強化の中で、半導体の微細化、3D化の先端投資に応じて半導体製造装置部品の洗浄頻度が上昇しております。当社としては、装置洗浄事業の更なる拡大とともに洗浄工場をさらに2拠点追加する計画です。洗浄工場の洗浄機器、付帯設備、インフラ等への投資額は1件当たり概ね5億円を予定しております。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。実際に調達した資金の金額が現時点において想定している調達資金の額を上回った場合には、超過分を研究開発資金に使用する予定です。また、現時点において想定している金額の資金を調達できなかった場合や支出予定時期との関係で不足が生じた場合には、借入によって必要な資金を調達する予定です。本新株予約権の行使により調達した資金は、上記①乃至⑤の各資金使途のうち、支出時期が到来したものから、順次充当致します。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、本資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当て契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件（当社の資金調達需要が一様に発生すること、行使期間中の任意の時点において、資金調達需要が発生している場合には割当予定先からの行使許可申請に対して当社がこれに応じること、並びに本第三者割当て契約の規定に基づき行使価額の修正が可能な場合には割当予定先による権利行使の促進及び調達額の最大化を目的として当社が行使価額の修正を実施すること、それ以降については本新株予約権が残存する限り当社が当該行動を継続することにより割当予定先の権利行使を促すこと、割当予定先は当社からの行使許可が得られた場合には出来高の一定割合12.5%の株数の範囲内で速やかに権利行使を実施すること、当社の意思決定による本新株予約権の取得が行われないこと、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること等を含みます。）を設定しています。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額レンジの上限と同額の229円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成29年3月21日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としました。

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジの上限と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断致しました。

なお、監査役3名全員（うち社外監査役3名）から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は6,000,000株（議決権数60,000個）であり、平成28年9月30日現在の当社発行済株式総数30,903,702株及び議決権数308,061個を分母とする希薄化率は19.42%（議決権ベースの希薄化率は19.48%）に相当します。

なお、①割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ②当社が本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は6,000,000株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は16.30%となる見込みです。

しかしながら、①本新株予約権は原則として当社の行使許可をもって当初行使価額で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金使途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、割当予定先が本新株予約権の全部を行使して取得した場合の6,000,000株を行使期間である2年間にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約12,000株であることから、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高262,366株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先

(1) 名称	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ジョナサン B. キンドレッド
(4) 事業内容	金融商品取引業
(5) 資本金	62,149百万円（平成28年3月31日現在）
(6) 設立年月日	昭和59年4月16日（モルガン・スタンレー・インターナショナル・リミテッド東京支店の設立日）
(7) 発行済株式数	100,000株（平成28年3月31日現在）
(8) 決算期	3月31日
(9) 従業員数	682名（平成28年3月31日現在）
(10) 主要取引先	機関投資家、政府機関、事業法人及び金融法人
(11) 主要取引銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行
(12) 大株主及び持株比率	MM パートナシップ 88.51% モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社 0.05%

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(13) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期
純資産	153,594	146,010	152,883
総資産	5,782,408	6,788,814	6,181,891
1株当たり純資産(円)	1,734,154.70	1,648,535.49	1,726,133.74
純営業収益	110,365	98,333	91,801
営業利益	48,965	32,602	33,613
経常利益	49,543	35,330	33,718
当期純利益	30,599	20,416	21,970
1株当たり当期純利益(円)	345,679.22	230,648.45	248,204.96
1株当たり配当金(円)	316,317.00	115,325.00	124,107.00

※当社は、割当予定先が反社会的勢力でない旨のチェックを行い、反社会的勢力に該当しないことを確認いたしました。なお、割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今回の資金調達にあたり、割当予定先であるモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社のほか、国内外の金融機関に相談し、資金調達方法の説明や提案を受け、当該提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入等の各資金調達方法について、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載の通り検討致しました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに、借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること等、当社のニーズに合致するものではありませんでした。その結果として、当社は、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、当社の株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。

当社は、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社が当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が国内外に厚い投資家顧客基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されることから、同社を割当予定先として選定致しました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員であるモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権の割当予定先であるモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社と締結する本第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。また、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本第三者割当て契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有する。以下同じ。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けており、割当予定先の平成28年3月期の有価証券報告書及び平成29年3月期第3四半期報告書に記載されている財務諸表により、同社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、株券貸借契約を締結する予定はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成28年9月30日現在）		
氏名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,899,100	15.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,474,600	8.01
山村 章	823,200	2.66
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	794,900	2.57
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) （常任代理人 野村証券株式会社）	674,300	2.18
THE BANK OF NEW YORK MELLON(INTERNATIONAL)LIMITED 131800 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	672,200	2.18
PICTET AND CIE (EUROPE) SA, LUXEMBURG REF:UCITS （常任代理人 株式会社三井住友銀行）	638,200	2.07
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	627,189	2.03
THE BANK OF NEW YORK 133522 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	603,666	1.95
JP MORGAN CHASE BANK 385166 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	530,400	1.72

(注) 1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による平成29年3月期の当社の業績に与える影響は、軽微であります。

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
売上高	44,745	59,078	69,463
営業利益又は営業損失（△）	798	1,671	4,024
経常利益又は経常損失（△）	1,262	2,030	3,822
当期純利益又は純損失（△）	1,391	△2,132	2,162
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	45.18	△69.21	70.18
1株当たり配当金（円）	6.00	8.00	10.00
1株当たり純資産（円）	1,216.76	1,260.82	1,255.55

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 28 年 9 月 30 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	30,903,702 株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	290,000 株	0.94%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数であります。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	30,903,702 株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	6,290,000 株	20.35%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	6,290,000 株	20.35%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
始値	344 円	541 円	694 円
高値	865 円	817 円	1,522 円
安値	322 円	495 円	653 円
終値	541 円	702 円	1,204 円

（注）各株価は、東京証券取引所ジャスダック市場におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	平成28年 10月	11月	12月	平成29年 1月	2月	3月
始 値	1,253 円	1,282 円	1,283 円	1,535 円	1,600 円	1,492 円
高 値	1,360 円	1,344 円	1,614 円	1,680 円	1,680 円	1,640 円
安 値	1,246 円	1,089 円	1,128 円	1,430 円	1,448 円	1,485 円
終 値	1,277 円	1,280 円	1,518 円	1,624 円	1,477 円	1,605 円

- (注) 1. 各株価は、東京証券取引所ジャスダック市場におけるものであります。
 2. 平成29年3月の株価については、平成29年3月21日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	平成29年3月21日
始 値	1,610 円
高 値	1,640 円
安 値	1,594 円
終 値	1,605 円

- (5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
 該当事項はありません。

以 上

第3回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称
第3回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
平成29年4月7日
3. 割当日
平成29年4月7日
4. 払込期日
平成29年4月7日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式6,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
60,000個
8. 各本新株予約権の払込金額
金229円（本新株予約権の目的である株式1株当たり2.29円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,605円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 当社は、平成29年4月10日以降平成31年4月8日まで（同日を含む。）の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。
 - (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が1,284円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

- (3) 上記第(1)号にかかわらず、当社又はその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。）に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。）が存在する場合には、当社は、上記第(1)号に基づく行使価額の修正を行うことができない。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの} \text{処分株式数} \text{ 払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、

行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正が効力を生じる日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
 - (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成29年4月10日から平成31年4月9日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり229円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり229円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり229円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 229 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 29 年 3 月 21 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京 UFJ 銀行 赤坂見附支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上